

6. 関係者の意見等

6.1 関係地方公共団体からなる検討の場

6.1.1 実施状況

思川開発検証を進めるにあたり、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深めることを目的として、検討の場を設置し、平成28年6月21日までに検討の場を1回、幹事会を7回開催した。

第1回幹事会において確認された検討の場の規約をP6-7～P6-8に示す。また、表6.1-1にはこれまでの検討の場、幹事会の開催状況を示す。

表 6.1-1 幹事会の開催状況

開催日	議事
第1回幹事会 平成22年12月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・規約について ・今後の検討の進め方について
第2回幹事会 平成23年6月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・総事業費・工期等の点検（中間報告） ・利水参画継続の意思及び開発量について ・複数の治水対策案・利水対策案の立案について（報告）
第3回幹事会 平成24年6月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・利水参画者が必要な開発量の確認結果（案）
第4回幹事会 平成27年11月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・利水参画者が必要な開発量の確認結果（案） ・利水参画者に対する代替案の検討要請の結果（案） ・雨量データ及び流量データの点検の進め方（案） ・治水対策の目標流量について ・概略検討による利水対策案について（案） ・概略検討による流水の正常な機能の維持対策案について（案） ・概略検討による異常渇水時の緊急水の補給対策案について（案）
第5回幹事会 平成27年12月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・概略評価による新規利水対策案の抽出について ・概略評価による流水の正常な機能の維持対策案の抽出について ・概略評価による異常渇水時の緊急水の補給対策案の抽出について ・新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案及び異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する意見聴取について
第6回幹事会 平成28年3月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・検証対象ダムの事業費等の点検について ・複数の治水対策案の立案及び概略評価による治水対策案の抽出について ・治水対策案の評価軸ごとの評価 ・新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案及び異常渇水時の緊急水の補給案の意見聴取結果について ・新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案及び異常渇水時の緊急水の補給案の意見聴取結果を踏まえた抽出について ・新規利水対策案の評価軸ごとの評価 ・流水の正常な機能の維持対策案の評価軸ごとの評価 ・異常渇水時の緊急水の補給対策案の評価軸ごとの評価 ・目的別の総合評価（案） ・総合的な評価（案） ・意見聴取等の進め方
第1回検討の場 第7回幹事会 平成28年6月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・思川開発事業の検証に係る検討状況について ・パブリックコメントや学識経験を有する者、関係住民より寄せられたご意見に対する検討主体の考え方 ・思川開発事業の検証に係る検討報告書（原案）案

6.1.2 検討主体が示した内容に対する構成員の見解

平成 28 年 6 月 21 日に開催した検討の場（第 1 回）において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下のとおりである。

[茨城県] 西野企画部次長

- ・本日、総合的な評価の結果として最も有利な案は「ダム案」、すなわち思川開発事業であるとの評価結果が出されたところであるので、国においては早急に事業の継続を決定していただき、本体工事に着手していただきたい。
- ・さらに、事業の継続に際しては、事業費の増額がないよう徹底したコスト縮減に努めていただくとともに、事業効果が早期に発現するよう、一日も早い完成を要望する。

[栃木県] 福田知事

- ・国そして水資源機構においては、速やかに事業継続の対応方針を決定して、一刻も早く本体工事に着手し、事業を完成させてほしい。
- ・また、ダム建設に伴う生活関連事業についても、早期に完成するよう要望する。
- ・昨年 9 月の関東・東北豪雨による水害では、大雨特別警報が関東で最初に発令されたのが栃木県である。県内全域で発令され、県西部・南部を中心に甚大な被害が発生した。それが小山市であり、栃木市であり、鹿沼市である。治水の重要性というものを再認識したところであり、災害に強い県土づくりに取り組んでいるところでもある。なお、全国からお見舞い金や激励などを頂戴した。改めて、この場をお借りして御礼を申し上げたい。
- ・また、今般、記録的な少雪、雪が降らなかった。そして 5 月の少雨、雨が降らない。雪も降らなければ雨も降らない。この影響により、利根川水系全体で渇水となり、10%の取水制限が実施され、本県でも渇水対策本部を設置して、節水の協力を県民に呼びかけている。
- ・思川開発事業は、治水安全度の向上とともに、暮らしに欠かせない水道用水の供給や、異常渇水時に市民生活や産業活動に大きな影響がないよう、緊急水を補給するために必要不可欠な事業である。速やかな事業再開を改めてお願い申し上げる。

[埼玉県] 土田企画財政部地域政策局長

- ・ダム案が最も有利であり、事業継続が妥当との対応方針案は適切である。
- ・については、速やかに事業を継続する対応方針を決定し、早期に事業を完成していただくようお願いする。
- ・また、事業実施に当たっては、徹底したコスト縮減を図るとともに、事業効果の早期発現に向けて工期短縮に努めていただくようお願いする。

[千葉県] 岡本総合企画部次長

- ・今回、客観的な基準による総合的な評価の結果、思川開発事業の現行「ダム案」が有利であるということで、「事業継続」との結論に至ったことは妥当であると考えている。
- ・昨年 9 月に発生した関東・東北豪雨による鬼怒川の決壊などがあり、治水対策について県民の関心も高まっているところである。
- ・また、千葉県は、水源の 3 分の 2 を利根川水系に依存しており、水環境を取り巻く気候の著しい変化に備えて安定した水源を早期に確保することは、大変重要なことと考えている。
- ・最後に、実施に当たっては、徹底したコストの縮減を図っていただき、工期短縮

縮に努めていただき、一日も早く完成することを要望する。

[東京都] 上野都市整備局技監

- ・思川開発事業については、東京都にとって、利根川水系における異常渇水時の緊急水の補給を含めた流水の正常な機能の維持、及び、洪水調節を図る上で大変重要な事業である。
- ・ようやく「継続することが妥当」との対応方針案が示された。この上は、早期に工事を再開し、一日も早く事業を完了していただくことを望む。
- ・また、国並びに水資源機構においては、責任を持って徹底したコスト縮減を図り、事業費の圧縮に努めていただくようお願いする。

[古河市] 山口副市長

- ・まず、今回の結論については、妥当と認識している。私ども利水者としてはこの開発事業に基づいて水道事業を進めており、今の暫定水利権が早期に安定に切り替わるように、渇水が叫ばれている状況であるので、早期の完成を願う。
- ・それから、地方はどうしても人口の条件も変わってきている。事業当初から大きく環境も変わってきており、特に事業が長期化することによってコストが膨らんでくると、水道事業の状況が変化し、市民の理解等も変わってくるので、できるだけ早期の完成をお願いするとともに、当初と余り事業費の面でも変更がないような形でお願いしたい。
- ・また、昨年の関東・東北豪雨では、非常に思川が危険な状況にあったと我々も認識している。できれば治水の面からも早期の完成をお願いできればと思っている。

[五霞町] 大関上下水道課長

- ・五霞町としては、整備効果の早期発現、さらには公益性の向上のために、ダム本体の工事着手、さらには一日も早い完成を望む。
- ・また、あわせて、コスト等については、時点修正を含めて精査をあわせて行っていただきたいと考えている。

[栃木市] 鈴木市長

- ・私どもは、治水という点でこの思川開発に期待するところがまず一番である。
- ・昨年の関東・東北豪雨災害において、栃木市は、お隣の小山市さん同様大きな被害を受けたところである。また、思川と渡良瀬川が合流する渡良瀬遊水地を抱えているところでもあり、余計に治水事業の大切さについては痛感しているところである。その点から本事業を推進していただけるということについては期待をしている。
- ・また、利水の面においては、栃木市は現在、飲料水などの水需要の全量を地下水に依存しており、現時点では表流水は使用しておりませんが、その地下水の枯渇、汚染あるいは地盤沈下等がないとは限らない。現に、地盤沈下等については生じているわけであり、そういうことを踏まえれば、代替水源の確保は将来に向けてはぜひ必要ではないかと考えている。
- ・なお、その場合、本市はこの事業への直接参加ということではなく、栃木県さんを通して協力・理解をさせていただき、これからも協力をさせていただきたいという立場であるので、その点はご理解をいただきたいと思うが、いずれにしても、本事業が再び進行を始めることについては、栃木市としても期待しているところである。

[鹿沼市] 佐藤市長

- ・鹿沼市では昭和 44 年調査開始以来、関係住民の皆さんには大変ご苦労をおかけした。そうした苦渋の末に、住民 80 世帯全員の移転がなされたわけである。
- ・そうした中にあって、平成 21 年にダムの検証が始まって以来 6 年半ということで、対応方針が決定されない。本体工事はもとより水源地域や取水・導水地域の生活再建整備事業もおくれているということで、関係する住民の皆さんは先行きに対して大変不安を募らせておられる。
- ・また、昨年 9 月、関東・東北豪雨ということで、私ども鹿沼市でも甚大な被害が発生した。ダム予定地直下の南摩川においても大きな被害を受けており、住民の安全な暮らしへの要望は高まっている。
- ・こうした状況を踏まえて、鹿沼市としても、本日示された案のとおり、早期に対応方針を決定していただき、速やかに事業を進めていただきたいと思っている。
- ・あわせまして、水源地域と取水・導水地域における生活再建事業についても、確実な実施と早期完了を要望するとともに、水源地域住民及び鹿沼市が不利益を被ることがないよう対応していただきたいと思っている。
- ・コスト削減はもちろんである。そして、工事現場周辺及び周辺道路の安全確保、騒音対策に努められて、周辺住民の生活に対して配慮いただきますようお願いを申し上げる。

[小山市] 大久保市長

- ・本事業においては思川という開発事業の名前になっているが、この思川は我が市の中心部を流れしており、小山市民の母なる川、シンボルということで大変親しまれている川である。
- ・また、私は、栃木県内の思川開発事業促進期成同盟会の会長を仰せつかっている。このような背景から、以下の 4 点についてご意見・ご要望を申し上げる。
- ・現在、我が小山市は、思川から毎秒 0.524 トンの水道用水を取水して、うち、毎秒 0.114 トンが暫定水利権となっている。第 1 に、このようなことから、総合評価において「ダム案」が最も有利な案であることが示されたので、安定した水量を確保できるよう、早期に事業を再開していただくようお願いする。
- ・第 2 点については、事業費については、増額されることがないように、一層のコスト縮減に努めていただくようお願いする。
- ・第 3 点として、これまでの検証に伴う費用については、利水者に負担を求めるのではなく、国ご当局において負担していただくようお願いする。
- ・第 4 点として、思川圏域整備計画の目標流量、乙女地点で確率年 50 年に 1 度という数字の 3,760 トンを確保することを基本としている。昨年 9 月の関東・東北豪雨において、小山市においては、これ以上の、確率年で 400 年に 1 度と思われる豪雨により史上最大の水害に見舞われた。乙女水位観測所地点では計画高水位を 13 時間連続して超えて、ピークの洪水は計画高水位を 1.21 メートル超えるという大変な洪水であった。しかし、堤防は奇跡的に破堤せず大惨事を免れた。国の治水当局のご支援に心から感謝申し上げる。一方で、このような水害が二度と起こらないように、排水強化対策を現在策定中である。そして平成 29 年度の着工を予定している。また、思川の堤防の増強、さらに河床の掘削もこの事業と同様にやっていかなければならないと考えているところである。
- ・このような観点から、安全・安心なまちづくりのために、国ご当局の小山市独自の排水強化対策に対するご支援もよろしくお願いする。

[加須市] 清谷建設部治水課長

- ・加須市は、昭和 22 年のカスリーン台風の際に利根川堤防、渡良瀬川堤防が決壊した地点であり、甚大な被害が発生したことから、市民は治水対策について関

心が高く、特に治水についての観点から意見を述べさせていただく。

- ・昨年9月の関東・東北豪雨の際は、思川の水位が計画高水位を上回り、合流する渡良瀬川、さらには利根川の水位は氾濫注意水位を大きく上回り、延べ362名の地元水防団による堤防の巡視・警戒及び水防活動を行った。また、このときには、渡良瀬遊水地は運用開始以来最大の貯留を行うことによって、思川や利根川本川への影響を低減させることができた。
- ・利根川と渡良瀬川の合流点となる加須市では、この教訓からも、ダムの洪水調節により治水の安全度を高めることは重要であると考えている。
- ・加須市においては、国土交通省のご尽力により利根川堤防の強化事業を鋭意進めさせていただいているが、流域の自治体に係る堤防強化だけでは利根川全体の治水は不十分である。南摩ダムの建設により、支川も含めた利根川水系全体の治水の安全度を高めるため、この検討結果に基づき、一日も早い事業の完了をお願いする。

[野田市] 根本市長

- ・実は今、感無量という感じで聞いていた。何かというと、40年前に鬼怒川筋の川治ダム、それから湯西川ダム、さらにその先に思川開発があるということで、千葉県の水政課長として少しかかわらせていただいた。40年経ち、私は実をいうと市長をあと10日で辞めることになっているが、大変長い時間がかかったけれどもやっとここまできたかな、方針が決まった以上急いでいただきたいと思っている。
- ・と申すのは、まず利水者の立場で申し上げれば、私どもは北千葉広域水道企業団という水道企業団に加盟している。ここの水源として、思川の水源はどうしても欲しい水源である。
- ・なぜかといえば、今、他の地域では人口減少という形になっているかと思うが、つくばエクスプレスの沿線は非常に人が増えているので、計画水量通りの企業団の水源が欲しいということが1つある。
- ・それから2つ目として、江戸川改修促進期成同盟会の私、会長をしている。江戸川自体も改修をいろいろやってきた。例のカスリーン台風以降の話として引き堤事業もし、河道も広げてきた。また堤防強化事業もやってきた。ただそれだけでは不十分で、心苦しい中ではあるが、どうしても上流のダムにお願いしていかなくてはいけない部分が出てくると思っている。そんな意味でお願いしたいということが1つである。
- ・もう一つ申し上げると、近年どうも渇水になると水が入らなくなってくることである。特に農業用水を中心とした不特定水利の問題として、この問題が出てくる。そういう意味で、不特定水利をここで確保していただける形になることは非常にありがたいとも思っている。
- ・そんな意味で、できるだけ早くこの仕事を、方針が決まれば進めていただければありがたいというのが、我々下流の利水者側の立場であり、また下流に住んでいる住民の立場である。
- ・もちろん、このことによって、上流のダムの現地の皆さん方には大変なご苦労をおかけすると思っている。申しわけないとと思っているが、よろしくお願ひしたいと思っている。
- ・あわせて、最後に一言だけ申し上げておきたいと思うが、私ども、関東自治体フォーラムという組織をつくっている。水系のエコロジカルネットワークを形成していこうという団体である。私は代わる直前の数ヶ月前まで代表理事をやらせてもらっていた。その立場から申し上げると、水系生物のエコロジカルネットワークを十分配慮しながら工事をしていただければ非常にありがたいと思っているところである。
- ・一日も早く手をつけていただき完成することをお願い申し上げたいと思ってい

る。

[江戸川区] 多田区長

- ・結論的に言えば、昨今の関東近辺の治水事業を考えてみると、平成21年に政権交代して八ツ場ダムがいったん中止となった。恐らくこの思川の事業も同じだと思う。一旦とめて検証しようという作業に入ったということだと思う。
- ・私どもの地元では、スーパー堤防事業をずっと国交省と一緒に進めてきているが、これもストップした。結局、政権が代わったことによって仕分けが行われ、あのときに、こういう事業はもうやらないといふことでいざれも中止になったということである。このため、考えてみれば4年から5年のブランクをつくっている。
- ・それぞれ再開はされている。この思川はまだこれからということかもわかりませんが、八ツ場ダムは再開されたし、私どものスーパー堤防事業も再開された。しかしそこに非常に大きなブランクがあったということで、事業が最初にもくろんだときから見れば大幅におくれてきたわけである。
- ・これは政権交代であるから仕方がないが、八ツ場ダムをやめるといったときに、八ツ場ダムそのものは私ども最下流の江戸川区では非常に大きな意味があるので、私もいろいろな場でいろいろなことを言わせていただいた。治水事業に対するこういう現実は非常に困ったことだと実は思った。ですからいろいろなことを言わせていただいたが、こういう異常な治水事業の成り行きがいいのだろうかという疑問をいつも持っていたわけである。だからそういうことを言ってきたわけである。
- ・例えば八ツ場ダムにしてもそうであるが、総事業費4,600億円のうち、約8割の巨額をすでに使っているわけである。それで周辺整備を全部やっているわけである。半世紀もかかっていろいろ地元の方が苦しんで苦しんで、下流のためにわかったと最後は言ってくれたので、それで進めようということになったという矢先だったと思う。この思川もそうかもわかりませんが、このことによって影響を受ける方々も大勢いらしたと思う。そこでどういう住民のご意向があったかは、私は詳しくはわかりません。でも、最終的にはご納得いただいたと思う。
- ・私たちのスーパー堤防もそうであるが、住民の皆さんとの合意を形成していく上では、相当なエネルギーを使っていろいろ努力もしているわけである。そういうものを中断することは、私から言わせれば非常なロスである。つまり、かけたお金が活かされないとか、その間に行ってきたさまざまな努力が活かされない状態で放っておかれるということになるわけである。
- ・私は、そういうことは本当に許されないことだと思う。お金といっても相当な額のお金が投入されて、それがもくろんだように活かされていないということは大変な問題だと思うので、こういうことを長引かせるのは本当に良くないことだと思うので、一刻も早くそういうことは乗り越えていただきたいと思う。これはこの検証でやるという方向が出ているのでそれで結構だと思うが、早く完成に持つていって、かけたお金やその間に行われたさまざまな努力が報われるよう、将来に向かって活かされるように努力すべきだと思う。
- ・関係される方は国交省をはじめとして、いろいろな方々がおられると思う。しかし、そういうことをやらないと、別な意味で住民の皆さんのご納得がなかなか得られないのではないかと思うものであるから、一番最初に申し上げたように、一刻も早く完成させることに向かって邁進してほしいと思っているわけである。

思川開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場規約

(名称)

第1条 本会は、「思川開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場」（以下「検討の場」という。）と称する。

(目的)

第2条 検討の場は、検討主体による思川開発事業の検証に係る検討を進めるに当たり、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「再評価実施要領細目」という。）に基づき、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深めることを目的とする。

(検討主体)

第3条 検討主体とは、独立行政法人水資源機構及び国土交通省関東地方整備局をいう。検討主体は、再評価実施要領細目に基づき、思川開発事業の検証に係る検討を行うものであり、検討の場の設置・運営、検討資料の作成、情報公開、主要な段階でのパブリックコメントの実施、学識経験を有する者・関係住民・関係地方公共団体の長・関係利水者からの意見聴取等を行い、対応方針の原案を作成する。

(検討の場)

- 第4条 検討の場は、別紙－1で構成される。
- 2 必要に応じ、検討の場の構成は変更することができる。
- 3 検討主体は、検討の場を招集し第5条で規定する幹事会における議論を踏まえ議題の提案をするとともに、検討主体の行う検討内容の説明を行う。
- 4 検討の場の構成員は、検討の場において検討主体が示した内容に対する見解を述べる。
- 5 検討の場の構成員は、検討の場の開催を検討主体に要請することができる。

(幹事会)

第5条 検討の場における会議の円滑な運営を図るため幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、別紙－2で構成される。
- 3 検討主体は、幹事会を招集し議題の提案をする。
- 4 幹事会の構成員は、幹事会の開催を検討主体に要請することができる。

(情報公開)

- 第6条 検討の場及び幹事会は、原則として報道機関に公開する。
- 2 報道機関を除く傍聴希望者については、原則として中継映像により公開する。
- 3 検討の場及び幹事会に提出した資料等については、会議終了後に公開するものとする。ただし、稀少野生動植物種の生息場所等を示す資料など、公開することが適切でない資料等については、検討の場又は幹事会の構成員の過半数以上の了解を得て非公開とすることができる。

(事務局)

- 第7条 検討の場の事務局は、独立行政法人水資源機構及び国土交通省関東地方整備局に置く。
- 2 事務局は、検討の場の運営に関して必要な事務を処理する。

(規約の改正)

- 第8条 この規約を改正する必要があると認められるときは、検討の場で協議する。

(その他)

- 第9条 この規約に定めるもののほか、検討の場の運営に関し必要な事項は、検討の

場で協議する。

(附則)

この規約は、平成22年12月20日から施行する。

別紙－1 「思川開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の構成

【構成員】

茨城県知事
栃木県知事
埼玉県知事
千葉県知事
東京都知事
古河市長
五霞町長
栃木市長
鹿沼市長
小山市長
加須市長
野田市長
江戸川区長

【検討主体】

独立行政法人水資源機構理事長
関東地方整備局長

(注) 構成員については、代理出席を認めるものとする。

別紙－2 「思川開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場（幹事会）」の構成

【構成員】

茨城県 企画部長
茨城県 土木部長
栃木県 総合政策部長
栃木県 県土整備部長
埼玉県 企画財政部長
埼玉県 県土整備部長
埼玉県 企業局長
千葉県 総合企画部長
千葉県 県土整備部長
東京都 都市整備局長
東京都 建設局長

【検討主体】

独立行政法人水資源機構ダム事業部長
関東地方整備局河川部長

(注) 構成員については、代理出席を認めるものとする。

6.2 パブリックコメント

思川開発検証においては、関係地方公共団体からなる検討の場における検討を踏まえ、検証要領細目に示されている検討結果である「思川開発事業の検討に係る検討報告書(素案)」を作成した段階でパブリックコメントを行い、広く意見の募集を行った。

- 1) 意見募集対象 : 「思川開発事業の検証に係る検討報告書(素案)」
- 2) 募集期間 : 平成 28 年 4 月 12 日(火) ~ 平成 28 年 5 月 11 日(水)まで
- 3) 意見の提出方法 : 郵送、F a x、メール等による
- 4) 資料の閲覧方法 : 関東地方整備局及び独立行政法人水資源機構ホームページ掲載
閲覧場所 独立行政法人水資源機構 本社 総合受付
独立行政法人水資源機構 思川開発建設所 1 階受付
国土交通省関東地方整備局 17 階文書閲覧室
国土交通省利根川上流河川事務所 2 階閲覧コーナー
国土交通省利根川下流河川事務所 1 階ロビー
国土交通省江戸川河川事務所 閲覧室
国土交通省高崎河川国道事務所 情報公開コーナー
- 5) 意見提出者 : 全国から延べ 43 名の意見を頂いた。意見提出者の都県別、年代別の割合を以下に示す。

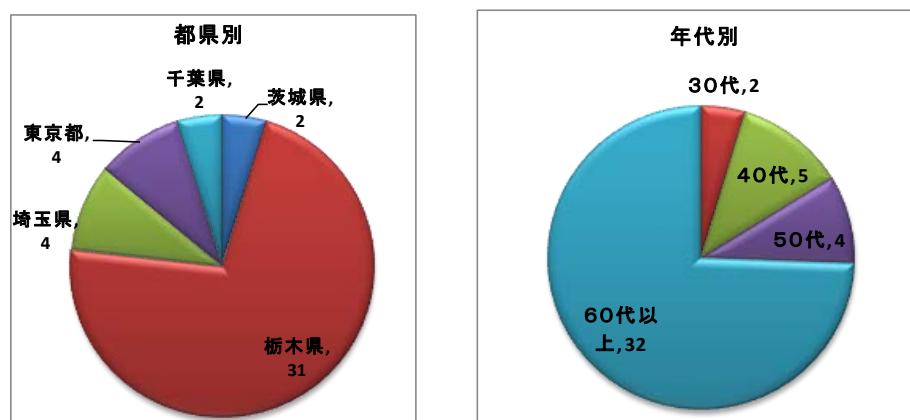


図 6.2-1 意見提出者の属性

- 6) パブリックコメントに寄せられた意見

パブリックコメントに寄せられたご意見については、これらのご意見に対する検討主体の考え方を整理し、思川開発検証の参考とした。

6.3 意見聴取

6.3.1 学識経験を有する者からの意見聴取

思川開発検証においては、検証要領細目に定められている「学識経験を有する者の意見」として、表 6.3-1 に示す方々から意見聴取を実施した。

- 1) 意見聴取対象 : 「思川開発事業の検証に係る検討報告書（素案）」
- 2) 意見聴取日 : 平成 28 年 5 月 18 日（水）から 5 月 27 日（金）まで
※個別ヒアリングにて意見聴取を実施した。
- 3) 意見聴取を実施した学識経験を有する者

表 6.3-1 学識経験を有する者

氏名	役職等
青木 章彦	作新学院大学女子短期大学部教授
淺枝 隆	埼玉大学大学院教授
池田 裕一	宇都宮大学教授
岡島 秀治	東京農業大学名誉教授
尾崎 清明	(公財) 山階鳥類研究所副所長
落合 進	聖徳大学短期大学部准教授
川津 浩二	千葉県水産総合研究センター 内水面水産研究所長
京藤 敏達	筑波大学大学院教授
齊藤 普	群馬県立女子大学名誉教授
佐々木 寧	埼玉大学名誉教授
佐藤 政良	筑波大学名誉教授
清水 義彦	群馬大学大学院教授
鈴木 邦雄	埼玉県水産研究所長
須永 伊知郎	(公財) 埼玉県生態系保護協会 研究部長
田中 規夫	埼玉大学大学院教授
知花 武佳	東京大学大学院准教授
西廣 淳	東邦大学准教授
二瓶 泰雄	東京理科大学教授
長谷部 正彦	宇都宮大学名誉教授
糠谷 隆	千葉県立中央博物館大利根分館主任上席研究員
三島 次郎	桜美林大学名誉教授
谷鹿 栄一	千葉県立関宿城博物館館長
安田 陽一	日本大学教授

(敬称略 五十音順)

4) 学識経験を有する者からの意見

学識経験を有する者からの頂いた意見については以下に示す。

【青木 章彦(作新学院大学女子短期大学部教授)】

- ・検証は、個別ダム検証の進め方の手順に従って実施されており、検討内容に問題はないと考える。
- ・事前の調査や対策の検討がなされていることは理解しているが、事業を実施する際にも環境には十分配慮しながら進めてほしい。

【浅枝 隆(埼玉大学大学院教授)】

- ・ダム建設で生じる大きな環境問題として、余剰土砂の捨て場として、沢が選ばれることが多く、これが生態系を悪化させる大きな要因になっている。本ダムの場合、こうした問題は少なく、事業実施にあたり保全措置もとられることから、その意味では影響の比較的少ないダムである。
- ・出来上がる貯水池は、流域の人口が少ないとから、水質のよい透明な水をたたえた貯水池が予想され、下流の水質に対する影響も少ない。こうしたことから、本ダムは、ダム開発の中では、環境に対するインパクトが少ないものである。むしろ、完成後、次世代型のダム開発として、出来上がる自然環境を出来る限り乱さない計画、また、こうした方向で地域振興に役立てることが可能であり、それを考えることが重要である。

【池田 裕一(宇都宮大学教授)】

- ・検証に関する検討については、緻密に多角的に見て、可能性のあるものを組合せを行い評価している。しっかり見るべき所は見て、検証し直す所はし直してしっかり評価が行われている。
- ・今後、事業の評価等を行う上では、環境をコストで評価していく手法の検討を進めることも今後の課題ではある。現時点においては、そこまでの適用ができるような状況にはまだなく、適用は現実的ではない。その取り扱いには十分に注意しながら、評価手法も含めて検討を進めて行く必要がある。
- ・環境への影響や効果について、より理解を深めて頂くためには、モニタリングを適切に行い、その情報の開示が重要である。この積み重ねが、コスト評価の導入にも活かして行ける資料となる。

【岡島 秀治(東京農業大学名誉教授)】

- ・検証の内容については理解した。事業を進めるに賛成である。
- ・これまでの環境保全の取組を継続し、生態系及び、自然環境の保全に配慮しながら事業を進められたい。

【尾崎 清明((公財)山階鳥類研究所副所長)】

- ・ダム案により事業が継続される場合には、ダム関連工事による土地の改変やダム湖の出現により生息面積が減少する鳥類は一定の影響を受けることを踏まえ、今後の調査方法等について検討していく必要がある。
- ・調査の対象は、希少種はもちろんあるが、そうでない種についても加えて生態系全体としてとらえるべきである。

【落合 進(聖徳大学短期大学部准教授)】

- ・今回の意見聴取の対象である報告書(素案)は、主に治水・利水に関するものが多く、「生物(特に昆虫類)への影響」に関しての意見をあらためて述べるような点は見当たらない。
- ・事業が進行してダム湖ができることにより、本来分布している昆虫類にとって、生息域の喪失や水位上昇に伴う棲息環境の変化(水分条件や植生の変化など)が及ぼす影響評価については、すでに実施・環境保全対策が作成されていることと思う。それを前提とするなら、今後、定期的・定点的なモニタリング調査等により対策の検証・監視が必要であろう。
- ・導水路の建設、利用による外来種の移入や生物分布状況の攪乱は想定しにくい。

【川津 浩二(千葉県水産総合研究センター内水面水産研究所長)】

- ・千葉県の水産部局の立場としては、本事業による利根川下流の環境に与える影響は小さいと考えられ、県内の水産関係者が不利益を受ける事態は想定しがたいことから、問題ないと思われる。
- ・思川流域の河川流量が安定的に確保するよう計画された当該事業は、下流に位置する利根川での流量の安定にも寄与することとなり、流域全体における魚類の生息環境にとって良い方向になることを期待したい。
- ・ダム事業の検証手順に則り、詳細に代替案の比較検討が行われており、総合的に評価されたダム案で進めることについて異論はない。

【京藤 敏達(筑波大学大学院教授)】

- ・治水と利水の機能を確保するための事業は、費用と便益を考慮すると、ダム案が最も優位性が高いことは明らかである。また、利水参画自治体では給水人口の増加、地下水の過剰取水による地盤沈下などを抑制する必要があり、早期の新規利水確保が望まれる。以上のことから、本思川開発事業が、ここで検討された代替案の中で最も優れていると考えられる。

【齊藤 普(群馬県立女子大学名誉教授)】

- ・日本の河川は急流であり、下流や河口への土砂供給は国土の形成上、必要なことである。南摩ダムは、流域面積が小さく問題は生じないとと思われるが、ダム完成後の下流への土砂還元について考えておくべき。
- ・ダム周辺の豊かな自然環境を生かして、親水空間として利用することも有効と思われる。
- ・南摩ダムで造成した湿地に希少種の水生昆虫が定着しているようで好ましい。多自然や生物多様性に配慮しながら事業を進めていくことが必要。自然環境や生態系を豊かにできるよう取り組んでもらいたい。
- ・治水、利水ともに代替案は考えにくく、ダム案が最適と考えられる。

【佐々木 寧(埼玉大学名誉教授)】

- ・事業のこれまでの進捗状況を考えると速やかに進めることが必要と考えるが、一方で、治水、利水などの事業目的をダムの構築に一方的に頼るべきではない。流域全体の環境、河道整備など、総合的に進めていかねばならないと思う。地球温暖化や気候変動が現実化し始めている今日、長年にわたってたまつた土砂や河道狭窄の発生、河川敷に発達した植生などが、突発的な洪水時に水の流れを阻害、土砂や植生が一気に流れ出し、被害を拡大させるリスクを増大させているともいえる。樹木の伐採や土砂掘削などの維持管理面を含めきちんとして河道の健全化を図っていくことが重要である。
- ・事業で改変する部分については環境対策をしっかりと行ってほしい。特に原石山には巨大な法面ができるが、単純な吹きつけ等による緑化ではなく、近隣の土壤を被せたり法面に小段を設けたりすることにより、近隣から飛んでくる在来樹木種子などの定着を促すような工夫も考えていいってほしい。

【佐藤 政良(筑波大学名誉教授)】

- ・本事業の主体は利水であると認識。
- ・将来の水需要の予測、点検においては、各利水者における、一人一日当たりの水使用量（生活用水原単位）及び人口の変化、予測についても、その妥当性をどう確認したかをあわせて示す必要がある。
- ・利根川本川と支川の流況を見ながらの運用となるため、難しい側面もあるが、統合運用による低水管理、渇水対策などを実施していく上では、栗橋地点上流のダム運

用だけでなく、鬼怒川系や霞ヶ浦系の水資源もあわせ、利根川河口堰の湛水域や北千葉導水路なども有効に活用し、より広域な統合管理に目を向けていく必要がある。

【清水 義彦(群馬大学大学院教授)】

- ・ダム検証のマニュアルに沿って検討した結果として、コスト面で治水の観点では、代替案の方がダム案よりも有利な結果、一方利水の観点ではダム案が有利な結果となっている。
- ・思川開発事業は治水よりも明らかに利水の側面が強い事業であるが、その利水参画者は政策として表流水への水源転換を進めていくとしており、異常渇水時の緊急水の補給も大切な機能である。
- ・今年4月の熊本地震での地下水被害を考えても、一部の表流水への転換も重要である。
- ・そのような中で、利水の観点でダム案が有利となっていることを踏まえると、総合的にはダム案が妥当であると考えられる。
- ・また、治水についても、ダム案はコスト面で新規遊水地案とそれほど差はない。
- ・土地所有者との調整等、実現性を考慮すると、現在の事業進捗状況から見ても新規遊水地案は不利で、ダム案の方が有利であると考えられる。
- ・なお、治水の効果は決して大きくないかもしれないが、H27年9月の関東・東北豪雨のようなH. W. L大幅超過が発生した際に、少しでも流量が減り水位が下げる効果は越水防止に対して有用である。

【鈴木 邦雄(埼玉県水産研究所長)】

- ・南摩ダムと導水路の運用による流量調整が行われるようになっても、思川から利根川本川に合流するトータルの流量が変わらないのだから、利根川本川下流の水産資源にはあまり影響は生じないものと思われる。
- ・報告書(素案)では、代替案について治水、利水とも様々な内容を細かく検討していると感じた。
- ・検証の検討結果について、特に異論はない。

【須永 伊知郎((公財)埼玉県生態系保護協会研究部長)】

- ・事業検証については、複数の対策案も含め網羅的に検討されていると感じる。示されている方策は、「水循環基本法」等により実現を図ることが望まれる。
- ・他河川をつなぐ導水計画はあるが、同一水系内であることもあり、基本的にはダム改変域での適切な対策を講じることが重要であると考える。
- ・希少動植物の保護や生物多様性の保全のために、適切な対応を実施していくことが必要である。特に、オオタカなどの猛禽類は関心を持っている方々も少なくないので、効果的対策を実施していただきたい。

【田中 規夫(埼玉大学大学院教授)】

- ・全体として、検討結果に異議はない。
- ・利水面(新規利水、正常流量、渇水対策)では、全体事業費でみてもダム案の方が有利であり、その優位性は明らかである。
- ・治水面についても、長期的な視野を踏まえると、計画規模を上回る洪水への治水効果が発揮されるなどの理由からダム案が有利ではないかと思われる。
- ・環境面では、ダム上流の流域が小さいため他のダムで指摘されているようなダム下流での粗粒化等の問題は局所的なものと思われるが、個々の課題については適切に対応していただきたい。

【知花 武佳(東京大学大学院准教授)】

- ・事業再評価として実施していることについては理解した。
- ・整備計画レベルで最適化するという考えには違和感がある。将来を見据えた施設を一気に造るという考え方もあるのではないか。

【西廣 淳(東邦大学准教授)】

- ・ダムの建設は、さまざまな環境配慮を行うとしても、生物の移動阻害や土砂動態の変化など、河川と周辺の生態系への負荷が避けられない。しかし開発事業のベネフィット/コスト評価では、生態系への負荷がコストに組み込まれていない。素案で評価された B/C を絶対視せず、生態系への負荷の最小化や代償措置を検討する必要があると思われる。
- ・治水のための代替案として検討されている遊水地の整備や河道掘削は、丁寧に設計すれば湿地環境の再生事業を兼ねることができ、氾濫原の動植物のハビタットの保全や環境教育の場としての機能が期待できる。今後、想定以上の降水が生じる可能性もあり、ダムなどの少数の施設に頼らず、これら多様なベネフィットが期待できる治水手法を組み合わせることは有効であろう。
- ・防災については、今後の人口減少を前提として、河道内の設計の議論ではなく、堤内地における洪水が許容できる場所の確保など、都市計画・農村計画と組み合わせた議論が必要である。利水についても、大幅な人口減少が予想される 30 年、50 年後まで考え、ダムのような大型の構造物に頼る方法が合理的かどうか、検討することが望ましい。
- ・同一水系内とはいえ、導水事業は生物移入に関する事前には予測できない問題を引き起こすリスクがある。導水の運用規則を丁寧に検討して定め、リスクを最小化する必要がある。

【二瓶 泰雄(東京理科大学教授)】

- ・思川開発事業は治水よりも利水の側面が強い事業である。
- ・利水参画者ごとの水需給状況についての記載はあるが、利根川全体として渇水リスクがどの程度減るのかについても示されると良い。

【長谷部 正彦(宇都宮大学名誉教授)】

- ・ダム事業の検証で定められた実施手続きからみて、利水、治水、親水及び経済的な観点を考慮した報告書（素案）の内容は妥当。
- ・降雨分布や降雨強度（雨の降り方）が変わってきているので、降雨予測や情報伝達がこれまで以上に大事になってくる。気象庁との連携も重要である。
- ・気候変動による局所的な雨が多くなっているので、今後の計画策定にあたっては、流域平均雨量ではなく降雨分布を考慮した流出率の考え方をえていくことも必要。
- ・この報告書の検証は、既往の河川災害等の資料から得られた結果の最適解と思われる。将来の気候変動により想定外の災害が起こる可能性があるので、その都度、検討して修正を加えていくことも必要と思われる。

【糠谷 隆(千葉県立中央博物館大利根分館主任上席研究員)】

- ・南摩ダムに異常渇水対策の容量が確保されることは、河川の環境面から考えても非常に有効である。
- ・これまで環境に配慮しながら工事が行われてきたことは理解した。
- ・南摩ダムのダム湖に外来魚が移入されると、ダム湖から黒川・大芦川への補給の際、外来魚が支川に拡散することが懸念される。ダム湖への外来魚の移入を防止する対策が重要である。（黒川・大芦川から南摩ダムへの移入も想定に入れなければなら

ない。)

- ・ダム湖の利用に当たっては、蓄積されている鳥類、魚類の調査結果から平成 22～27 年頃をベースにして、ダム建設前の自然環境、生態系を維持・保全することを念頭に置いた利用ルールを策定し、適切な利用と環境保全対策に努める必要がある。

【三島 次郎(桜美林大学名誉教授)】

- ・全体として、検討結果に異議はない。
- ・思川開発事業の環境対策には古くから携わっており、生物等の保全に関する様々な取組を進めていることも承知している。
- ・未来に向かって、ダムをどう運用しダム湖を含めてどう活用していくのか、ダムが完成した後の対応が重要である。ダムが完成した後にどのような生き物が棲みつくのかなど、ダム完成後の姿を今からでも検討しておいた方が良いと思う。
- ・具体的な取組の例としては、以下のようなものが考えられる。
 - ①「Eco-Road」という発想の取り入れ
 - ・マント群落の育成 マント群落というエコトープ（推移帶）の創造
 - ・街路灯の工夫 光の色、灯りの高さ（1 m内外）、車の走行を感じて点灯
 - ・速度制限、エコ道路（動物注意等）の標識
 - ・Road-Kill 対策 側溝
 - ②「自然に親しむ」ための工夫 「Eco-Trecking」
 - ・歩く道
 - ・注目種 地域の自然希少種、特徴種、群落、生態系
 - ③Eco-Guide エコ・ガイド
 - ・思川自然センター
 - ・思川自然教室 講義と実習

【谷鹿 栄一(千葉県立関宿城博物館館長)】

- ・平成 27 年 9 月関東・東北豪雨など、近年の局所的な豪雨の増加にみられるような気候変動等を考慮しても、治水対策は必要である。
- ・渇水時において、利水等の観点からもダム案以外では水の供給という対応は厳しいのではと考えられる。
- ・用地の取得がほとんど終わっている状況であり、ダム案が最適だと思う。

【安田 陽一(日本大学教授)】

- ・ダム検証の要領細目に定めるような目標期間による、評価の手法や観点においての事業主体の検討結果については、一定の理解ができる。
- ・なお、事業計画をさらなる長期の期間で考えていくうえでは、その情勢の変化等に柔軟に対応できるような仕組みや、予算措置の方法などを今後は検討していくことが求められる。

6.3.2 関係住民からの意見聴取

思川開発検証においては、検証要領細目に定められている「関係住民からの意見聴取」を以下のとおり実施した。

- 1) 意見聴取対象 : 「思川開発事業の検証に係る検討報告書（素案）」
- 2) 意見聴取対象者 : 1都5県（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都）に在住の方
- 3) 意見聴取日 : 平成28年5月13日（金）、15日（日）の2日間
- 4) 意見聴取会場 : 以下の2会場で実施
 - ・独立行政法人水資源機構 思川開発建設所（栃木県鹿沼市）
 - ・国土交通省利根川上流河川事務所（埼玉県久喜市）

※なお、独立行政法人水資源機構本社、国土交通省江戸川河川事務所は、応募者がいなかったため、開催しなかった。
- 5) 意見発表者 : 合計で3名からの意見（1都5県在住の希望者全員）をいただいた。意見発表者の属性は次のとおり。

会場：独立行政法人水資源機構 思川開発建設所【5月15日（日）開催】
意見発表者2名（栃木県在住60代：1名、栃木県在住40代：1名）

会場：国土交通省 利根川上流河川事務所【5月13日（金）開催】
意見発表者1名（栃木県在住60代：1名）

6) 意見発表者のご意見

意見発表者から提出いただいた「意見の概要」を巻末資料に示す。

6.3.3 関係地方公共団体の長、関係利水者からの意見聴取

(1) 関係地方公共団体の長からの意見聴取

「本報告書（原案）案」に対する関係地方公共団体の長からの意見聴取を実施した。頂いた意見を以下に示す。

【茨城県知事】

本県では、古河市と五霞町が思川開発事業の完成を前提に暫定水利権を取得し、水道用水を取水しており、早期に事業を完成させて安定して取水ができるようになることを望んでいる。

また、今年は、利根川、鬼怒川等において6月から渇水による取水制限が実施され、取水制限の長期化やそれに伴う被害の発生が懸念されている。

さらに、近年、気候変動の影響などにより、台風の大型化が懸念されるとともにグリラ豪雨が頻発していることに加え、本県においては、昨年9月に発生した関東・東北豪雨による鬼怒川堤防の決壊で甚大な被害が発生し、治水の重要性が改めて認識されたところである。

以上のことから、思川開発事業は、利水・治水の両面から必要不可欠な事業と考えており、下記のとおり意見として回答する。

記

- 1 「継続」することが妥当との対応方針（原案）案が示されたことは、当然の結果であり、国は一刻も早く事業を継続する対応方針を決定し、速やかに工事を再開すること
- 2 工事の実施にあたっては、検証に要した遅れを取り戻すため、工期短縮に努めること
- 3 徹底したコスト縮減を図り、事業費の圧縮に努めること

【栃木県知事】

平成27年9月関東・東北豪雨により、栃木県内においては甚大な被害を受けた。思川開発事業は、利根川・思川の治水安全度の向上とともに、将来的に安定した都市用水の供給や、異常渴水時の緊急水の補給を含む流水の正常な機能の維持のために必要不可欠な事業である。

よって、思川開発事業を継続するとの対応方針（原案）案は、妥当である。
事業の実施にあたっては、下記のとおり要望する。

記

- 1 速やかに事業を継続する対応方針を決定し、一刻も早く事業を完成させること。
- 2 ダム建設に伴う生活関連事業についても、早期に完成させること。
- 3 より一層のコスト縮減を図り、現行事業費内で完成させること。

【群馬県知事】

思川開発事業の検証に係る検討報告書（原案）案については、異議ありません。

【埼玉県知事】

「思川開発事業の検証に係る検討報告書（原案）案」において示されたダム案を最も有利な案とする評価については、本県としては適切であると考える。
なお、対応方針（原案）のとおり事業を継続するに当たっては、徹底したコスト縮減と事業効果の早期発現に向けた工期短縮を図るよう求める。

【千葉県知事】

今回、客観的な基準による総合的な評価の結果、思川開発事業の現行ダム（案）が有利であることから、事業継続との結論に至ったことは妥当であると考える。

本県は、水源の約3分の2を利根川水系に依存しており、水環境を取り巻く気候の著しい変化に備え、安定した水源の早期確保は、大変重要なことと考えている。

また、昨年9月に発生した関東・東北豪雨による鬼怒川の決壊などがあり、治水対策について県民の関心も高まっているところである。

最後に、事業実施にあたっては徹底したコスト縮減を図り、工期短縮に努め、1日も早く完成することを要望する。

【東京都知事】

思川開発事業は、利根川水系における異常渴水時の緊急水の補給を含めた流水の正

常な機能の維持や、洪水調節を図る上で大変重要な事業である。

早期に工事を再開し、一日も早く事業を完了させること。

また、徹底したコスト縮減を図り、事業費の圧縮に努めること。

(2) 関係利水者からの意見聴取

「本報告書（原案）案」に対する関係利水者からの意見聴取を実施した。頂いた意見を以下に示す。

【栃木県知事】

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨により、栃木県内においては甚大な被害を受けた。

思川開発事業は、利根川・思川の治水安全度の向上とともに、将来的に安定した都市用水の供給や、異常渇水時の緊急水の補給を含む流水の正常な機能の維持のために必要不可欠な事業である。

よって、思川開発事業を継続するとの対応方針（原案）案は、妥当である。

事業の実施にあたっては、下記のとおり要望する。

記

- 1 速やかに事業を継続する対応方針を決定し、一刻も早く事業を完成させること。
- 2 ダム建設に伴う生活関連事業についても、早期に完成させること。
- 3 より一層のコスト縮減を図り、現行事業費内で完成させること。

【鹿沼市長】

（これまでの経緯と現状について）

- ・鹿沼市は、南摩ダムの建設予定地のため、昭和 44 年の調査開始以来、関係地域の住民は、大変な苦労をしてきた。長年に渡り協議を重ね、苦渋の決断の末に、住民 80 世帯の移転がなされた。
- ・しかし、ダム検証が始まって以降、6 年半もの間、対応方針が決定されないため、本体工事のみならず、水源地域や取水導水地域の生活再建整備事業は遅れており、地域住民は事業の先行きに不安を募らせている。
- ・また、昨年の関東・東北豪雨では、鹿沼市内でも甚大な被害が発生した。ダム予定地直下の南摩川においても大きな被害を受けており、安全な暮らしへの要望は高まっている。

（要望）

- ・鹿沼市としては、「思川開発事業の検証に係る検討報告書（原案）案」のとおり、早期に対応方針を決定し、速やかに事業を進めていただきたい。
- ・併せて、水源地域と取水導水地域における生活再建事業についても、確実な実施と早期完了を要望するとともに、住民及び鹿沼市が不利益を被ることのないよう、対応いただきたい。
- ・また、事業を進める際は、より一層のコスト削減に努めるとともに、工事現場周辺及び周辺道路の安全確保、騒音対策に努め、周辺住民の生活に対して配慮いただくよう、お願ひしたい。

【小山市長】

1. 小山市は現在、思川から $0.524\text{m}^3/\text{s}$ の水道用水を取水し、うち $0.114\text{m}^3/\text{s}$ は、暫定水利権です。総合評価において、ダム案が最も有利な案であると示されましたので、安定した取水量を確保できますよう早期に事業の再開をしていただきたい。
2. 一方、事業費につきましては、増額されることがないように、一層のコスト縮減に努めていただくことを要望します。
3. さらに、これまでの検証に伴う費用につきましては、利水者に負担を求めるのではなく、国において負担していただくようお願いします。
4. 加えて、昨年9月の関東・東北豪雨において小山市は、史上最大の水害に見舞われました。小山市の中心を流れる思川の乙女水位観測地点においては、洪水は計画高水位を13時間連続して超え、ピーク時は計画高水位を1.21m超える状況でした。堤防は奇跡的に破堤せず、大惨事は免れましたが、小山市では現在、国・県の協力を頂きながら「排水強化対策」を策定中です。二度とこの様な水害の起こることのない安全安心なまちづくりのため、小山市のこの「排水強化対策」に対する国のご支援をよろしくお願いいたします。

【古河市長】

思川開発事業は、本市にとって安定水利権を確保するための重要な事業であり、事業継続の対応方針を決定し、早期に事業を完成していただきたい。

また、事業実施に当たっては、遅延によるコスト増は国負担とし、更なるコスト縮減に努められるよう要望いたします。

【五霞町長】

「思川開発事業の検証に係る検討報告書（原案）案」に基づき、ダム本体工事が早期着工できるように事業が推進されることを望みます。

ただし、コスト縮減はその都度考慮するものとし、更なる削減に努めていただきたい。

【埼玉県公営企業管理者】

総合的な評価の結果、ダム案が最も有利であり事業継続が妥当であるとの対応方針（原案）が示されたが、速やかに対応方針を決定していただきたい。

なお、事業の実施に当たっては、利水者負担の軽減と利水効果の早期発現に向けて、徹底したコスト縮減と工期短縮に努めていただきたい。

【北千葉広域水道企業団企業長】

- 1 思川開発事業は当企業団にとって利水上必要不可欠な水源であることから、「対応方針（原案）」のとおり事業を継続していただきたい。
また、ダム本体工事については、一刻も早く着手されるよう強く要請します。
- 2 建設事業費については、さらなるコスト縮減を図り、現行総事業費内で完成させていただきたい。

6.3.4 関東地方整備局事業評価監視委員会からの意見聴取

「本報告書（原案）」に対する事業評価監視委員会の意見聴取を下記のとおり実施した。

- 1) 意見聴取対象 : 「思川開発事業の検証に係る検討報告書（原案）」
- 2) 意見聴取日 : 平成 28 年 7 月 14 日（木）
- 3) 関東地方整備局事業評価監視委員会委員

委員長	朝倉 康夫	東京工業大学環境・社会理工学院教授
委 員	朝香 博	東京商工会議所地域振興部長
	池邊 このみ	千葉大学大学院園芸学研究科教授
	小野 良平	立教大学観光学部観光学科教授
	楓 千里	株式会社 JTB パブリッシング 取締役法人情報事業部長
	加藤 一誠	慶應義塾大学商学部教授
	加藤 浩徳	東京大学大学院工学系研究科教授
	蟹澤 宏剛	芝浦工業大学工学部建築工学科教授
	田中 規夫	埼玉大学大学院理工学研究科教授
	西山 未真	千葉大学大学院園芸学研究科准教授
	横木 裕宗	茨城大学工学部都市システム工学科教授
	若松 加寿江	関東学院大学理学部教授

(敬称略 五十音順)

- 4) 事業評価監視委員会から頂いた意見については以下に示す。

思川開発事業の検証については、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、洪水調節、新規利水、流水の正常な機能の維持、異常渇水時の緊急水の補給の四つの目的について、複数の対策案の立案、概略評価による対策案の抽出、評価軸ごとの評価、目的別の総合評価の検討を行い、最終的に、検証対象ダムの総合的な評価が行われている。

検証にあたっては、関東地方整備局と水資源機構が検討主体となり、関係地方公共団体との「思川開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場」が平成 22 年 12 月 20 日に設置され、平成 28 年 6 月 21 日までの間に、1 回の検討の場、7 回の幹事会が開催され、検討内容の認識を深めながら検討が進められてきた。また、検証の過程では、パブリックコメントが実施され、さらに、関係都県の住民からの意見募集、学識経験を有する者からの意見聴取が行われ、それらに対してそれぞれ回答が検討主体よりなされている。

事業評価監視委員会としては、以下三点を確認した。

- ・ 洪水調節、新規利水、流水の正常な機能の維持、異常渇水時の緊急水の補給の四つの目的を達成するために、複数の対策案の中で有効かつ合理的な対策案は「ダム案」であること。
- ・ 関係地方公共団体の長や関係利水者より、「「継続」することが妥当との対応

方針（原案）案が示されており、国は一刻も早く事業を継続する対応方針を決定し、速やかに工事を再開すること。工事の実施にあたっては、検証に要した遅れを取り戻すため、工期短縮に努めること。徹底したコスト縮減を図り、事業費の圧縮に努めること。」といった主旨の意見が大半であること。

- ・事業の進捗状況として、すでに全ての家屋移転が完了し、事業用地の取得が98%まで達している状況にあること。

以上のことから、その実現性、事業効果の早期発揮の観点や関係地方公共団体の長や関係利水者からの意見を総合的に判断して、思川開発事業は対応方針（原案）のとおり「継続」することが妥当であると考える。地域社会との関係性に配慮して事業を進めていただきたい。